

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（男女共同参画課）

### 一 趣旨

社会福祉法に基づく厚生労働省令「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、婦人保護施設が行う書面の作成等に関し、電磁的記録により行うことができること等とするための改正

### 二 内容

条例により書面で行うことが規定されている又は想定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを明文化する。

### 三 施行期日

公布の日から施行する。